

平成26年10月8日
四国地方整備局建政部
計画・建設産業課

11月は「建設業取引適正化推進月間」です！

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成26年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」という。）として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うこととしています。

四国地方整備局では、本月間において、以下のとおり法令遵守に関する活動を行うこととしましたので、お知らせします。

1. 期間

平成26年11月1日～30日

2. 建設業法令遵守の周知啓発

四国地方整備局、管内各県、各市町村、建設業関係団体において適正取引の推進に関するポスターを掲示するほか、当局ホームページにおいて月間の趣旨、取組内容を広報することで、建設業の取引適正化に関し法令遵守の周知啓発を行います。

3. 建設業者等を対象とした講習会の開催

社会保険未加入対策の推進に関する取組や元請下請間の契約適正化等、建設業法令遵守について、建設事業者を対象とした講習会を開催します。

特に今年度は、改訂を予定している「建設業法令遵守ガイドライン」の重点的な周知を行います。

- | | | | | |
|---|-----------|-------------|-----|-------------------|
| ① | 11月17日（月） | 13:30～16:05 | 高松市 | 高松サポ-ト合同庁舎71ホール |
| ② | 11月19日（水） | 14:00～16:00 | 高知市 | 高知県立県民文化ホール(グリーン) |
| ③ | 11月21日（金） | 14:00～16:00 | 徳島市 | 徳島県庁講堂 |
| ④ | 11月27日（木） | 14:00～16:00 | 松山市 | 愛媛県男女共同参画センター |
- （①～④に係る講習会に係る詳細は別添のとおり）

4. 立入検査の実施

元請下請関係の適正化にむけた建設業法違反事項に係る是正指導や建設業法令遵守の啓発指導を目的として、大臣許可業者に対して立入検査を実施するとともに、四国4県の建設業担当部局と知事許可業者への合同立入検査を実施します。

立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況や安全衛生経費の負担状況の確認等についても併せて実施します。

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課 課長 堀井 英則

建設専門官 瀬尾 宗和

(087)851-8061 (内線 6121・6144)

(別添)

建設業における社会保険未加入対策及び 建設業法令遵守講習会の開催について

この度、四国地方整備局及び四国ブロック社会保険未加入対策推進地方協議会の共催により、四国管内の建設事業者を対象とした「建設業における社会保険未加入対策及び建設業法令遵守講習会」を開催します。

本講習会では、社会保険未加入対策の推進に関する取組や元請下請間の契約適正化等、建設業法令遵守について、建設事業者を対象とした講習会を開催します。

特に今年度は、改訂を予定している「建設業法令遵守ガイドライン」の重点的な周知を行います。

多数のご参加をお願いいたします。

■ 1. 会場

- ・ 11月17日(月) 13:30~16:05 高松市 高松サンプラザ合同庁舎7Fホール
- ・ 11月19日(水) 14:00~16:00 高知市 高知県立県民文化ホール(グリーン)
- ・ 11月21日(金) 14:00~16:00 徳島市 徳島県庁講堂
- ・ 11月27日(木) 14:00~16:00 松山市 愛媛県男女協同参画センター

■ 2. 講習内容(案)

- (1) 建設業法令遵守ガイドライン改訂及び社会保険未加入対策
- (2) 建設業の元請・下請ルール(※香川地区のみ講演)
- (3) 雇用保険制度
- (4) 健康保険・厚生年金保険制度

■ 3. その他

- (1) 参加申し込みは、別紙参加登録票に必要事項を記入の上、ファクシミリにより四国地方整備局あて送信してください。(会場収容人数に限りがありますので、参加登録はお早めに願います。)
- (2) 駐車場が併設されていない会場もありますので、周辺有料駐車場のご利用や公共交通機関でのご来場をお願いします。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

■電話 : 087-851-8061(代表)

■FAX : 087-811-8414

■担当 : 瀬尾・崎山(内線 6144・6148)

(別紙)

宛先：国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課宛

(Fax：087-811-8414)

『建設業における社会保険未加入対策及び建設業法令遵守講習会』

参加登録票

1. 参加会場（※参加希望会場に○を付してください。）

	香川（高松サポート合同庁舎アイホール）	11月17日 13:30～16:05 11月10日 17:00 締め切り
	高知（高知県立県民文化ホール(カリーソ)）	11月19日 14:00～16:00 11月12日 17:00 締め切り
	徳島（徳島県庁 講堂）	11月21日 14:00～16:00 11月14日 17:00 締め切り
	愛媛（愛媛県男女共同参画センター）	11月27日 14:00～16:00 11月20日 17:00 締め切り

2. 企業名・参加者等

企業名	
参加者	
連絡先	Tel Fax E-mail

【重要事項】

○説明当日も本参加登録票を利用して会場受付を行いますので、ファックス後も本書を保管し、当日は会場にご持参ください。

【お問い合わせ・返信先】

国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 瀬尾・崎山

Tel：087-851-8061（代表） 《内線 6144・6148》

Fax：087-811-8414

【各県講習会場案内図】

〒770-8570
徳島県庁講堂
(徳島市万代町1丁目1番地)
TEL 088(621)2500



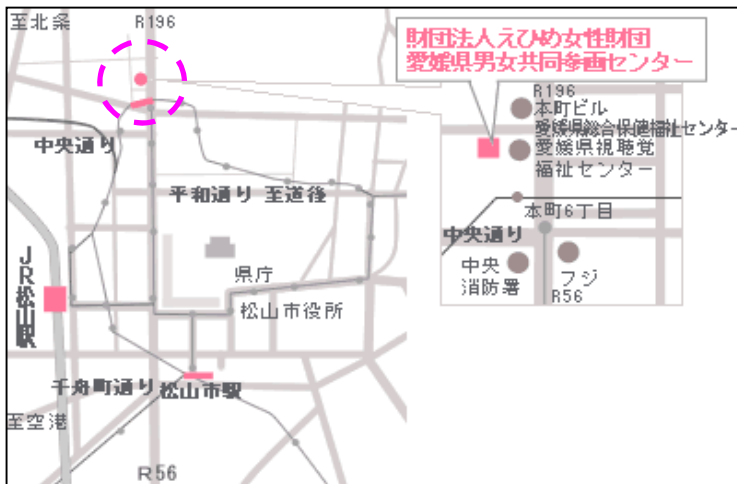
※講習会のための駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用下さい。

〒760-8554
高松サンポート合同庁舎 アイホールA・B・C
(香川県高松市サンポート3-33)
TEL 087(851)8061



■臨時駐車場：高松サンポート合同庁舎南側空地
※駐車スペースに限りがありますので、駐車できない場合がございますので、ご了承ください。
～臨時駐車場をご利用される皆様へ～
①臨時駐車場への駐車開始時刻は13時00分からとさせていただきます。
②臨時駐車場入口にて担当者に当該説明会に参加する旨をお伝え頂き、『駐車許可証』をお受け取り下さい。
③駐車の際は、誘導員の指示に従って下さい。
④駐車中はダッシュボードに『駐車許可証』の掲示をお願い致します。
※利用後の『駐車許可証』は各自で処分をお願いします。

〒791-8014
愛媛県男女共同参画センター
(松山市山越町450番地)
TEL 089(926)1633



※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用下さい。

〒780-0870
高知県立県民文化ホール
(高知市本町4丁目3-30)
TEL 088(824)5321



※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい。